

事務連絡  
令和3年8月8日

各県立学校長 殿

徳島県教育委員会体育学校安全課長

夏季休業中における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策  
の徹底について (R3.8.8)

先日、全国で初めて1万5000人を超える感染が確認され、国内では過去最大の感染拡大が続いています。

また、本県においても、8月4日(水)には本県31例目となるクラスターが児童等利用施設で発生したり、昨日(8月7日(土))には教職員の新たな感染が確認されたりしており、いったん学校にウイルスが持ち込まれると、気づかないうちに感染を広げてしまう可能性があります。学校や家庭内にウイルスを持ち込まないよう、日頃の健康観察を徹底するとともに、別添「家庭内での『感染予防対策』」について、ホームページ等を利用し、児童生徒や保護者並びに貴所属の教職員に対して改めて周知いただきますようお願いいたします。

1 基本的感染症対策の徹底について

- ・毎日の検温等による健康観察を徹底し、発熱等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が見られる場合は、登校や部活動を控えることを徹底するとともに、速やかに「かかりつけ医」等に相談すること。
- ・マスク、手洗い、手指消毒、換気等の基本的感染症対策を徹底し、「3密」(密閉・密集・密接)はもとより、「2密・1密」についても回避すること。  
※熱中症等の健康被害が危惧される場合は、マスクを外し、他者との距離をとること。

2 家庭内での感染症対策について

- ・家庭内での感染が増加していることから、家庭内での感染を防ぐため、保護者に対しても上記1と同様の対応を依頼するとともに、別添「家庭内での『感染予防対策』」に記載しているとおり、感染が疑われる方が家庭内にいる場合は、部屋を分ける、家庭内においても全員マスクを着用する等の対応を依頼すること。

3 都道府県をまたぐ移動について

- ・県では、新たに、8月2日から8月31日までの間を「第5波・警戒強化期間」と位置づけ、別紙のちらしのとおり、夏休み・お盆休みの都道府県をまたぐ移動について一層慎重な判断を呼びかけるなど、感染拡大防止対策の強化を進めていることから、緊急事態宣言対象区域やまん延防止等重点措置区域との移動はもとより、これ以外の地域との往来についても、家庭や友人とも相談して慎重に判断すること。